

# 第4回世羅町議会定例会会議録

令和3年12月16日

第4日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和3年 第4回世羅町議会定例会 (第4号)

令和3年12月16日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- 第 1 議案第 78 号 令和3年度世羅町一般会計補正予算(第8号)
- 第 2 陳情第 7 号 国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書
- 第 3 陳情第 8 号 「国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進」を求める陳情書
- 第 4 陳情第 9 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書
- 第 5 陳情第 10 号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書
- 第 6 請願第 11 号 指定管理者大田地区振興会連絡協議会の指定管理の取り消しに関する請願書
- 第 7 陳情第 12 号 「歩行者に優しい道づくり」町道大田道線に関する要望書
- 第 8 発議第 3 号 国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進を求める意見書提出について
- 第 9 総務文教常任委員会報告
- 第 10 産業建設常任委員会報告
- 第 11 議会改革調査特別委員会調査中間報告
- 第 12 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告
- 第 13 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
会計課長 石ヶ坪洋史	総務課長 広山幸治
財政課長 矢崎克生	企画課長 道添毅
税務課長 藤井博美	町民課長 山口徹
子育て支援課長 和泉秀宣	健康保険課長 宮崎満香
福祉課長 釣井勇壮	産業振興課長 大原幸浩
商工観光課長 前川弘樹	建設課長 福本宏道
上下水道課長 升行真路	せらにし支所長 山崎誠
教育長 松浦ゆう子	学校教育課長 脇田啓治
社会教育課長 荻田静香	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 迫林威宏
囑託書記 貞光有子	

午前 9 時 0 0 分 開 会

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 議案第 78 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 追加議案 1 ページをお開きください。

議案第 78 号

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 8 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 16 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 95,000 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 11,758,945 千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金 58,000 千円、繰入金 8,000 千円、町債 29,000 千円を増額するものでございます。

歳出は、災害復旧費 95,000 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 今回災害復旧ということで約1億円をとという提案であります、この前補正でしたか、町道の交通止め等について早急に解消をしていただきたいということを申し上げたんですが、ただちに交通止めをやめるということはできないということでしたが、危険な状況で通行して事故があつてはいけんというのもわかりますがね、関係者の人は非常にこのことで困っているわけで、1日も早く、完全に復旧されるほうが一番いいんですが、通行可能にして便利を図っていくということを考えていただきたい。あのときは横断の水路だったですか、なんか云々というような答弁であったわけです。それぞれ通行ができない理由はあろうかと思いますが、その点についてお尋ねしたいのは9500万円の災害復旧で今年度実際の工事は繰越になるんかもしれませんがどのような対応をして、残る災害復旧についての考えも併せてお尋ねをします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは質問にお答えします。今回増額します工事請負費9500万円につきましては、令和3年8月豪雨により被災しました町道大和世羅線の切土法面延長75mを復旧するために必要な工事請負費でございます。本箇所につきましては、被災後速やかに測量設計業務をコンサルタントに委託しまして、ボーリング調査、地質の解析、復旧工法を決定してきたところでございまして、これらの業務の成果が12月初旬に取りまとめられ、町の職員によりまして積算業務を行い、来週、翌週ですね、実施されます災害査定準備がようやく整ったところでございます。

現在ですね、こちらの箇所につきましては、長大法面が一部崩壊しております、高さが約40m程度あります。これ以上の崩落があれば車道のほうにですね、土砂の崩落の危険があるために、通行止めを余儀なくされておりますけども、今後査定を受けましてただちに発注準備に取り掛かって、次の梅雨時期に備え、一日も早い復旧をしたいと考えているところであります。また今回の復旧工法としましては、大きく2点ございまして1点目は崩落しました土砂、これを取り除きつつ、地質解析により設定しております計画安全率を満足するよう1段目と2段目の小段幅を大きくとりまして、切土する計画としておりま

す。

もうひとつとしましては、法面对策といたしまして、本箇所の地山は泥岩であるため、今後の降雨により表層の部分的な崩壊が懸念されること、また表面からの雨水の侵入により地山が脆弱化することも想定されるため、全面にモルタル吹き付け、これを施すこととしております。ほかの路線もございしますが、今回、来週のですね、災害査定で、すべての箇所の査定が終ることから、早期発注に努め、早期完成をめざしていきたいと考えているところです。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 財源についてこれまでもいろいろお尋ねしてきましたんですが、今回について1億円あまりの中で一般財源は800万円使う。あと3000万余りの補正をされる。町債等については、償還にあたって一定の対応はあるんじゃないかというように思うんですが、一般財源についてどのようなお考えかお尋ねします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。今回工事請負費としまして9500万円補正をさせていただきたく計上しておりますが、この財源につきましては、この内ですね、国費の補助対象となる部分が8700万円、それから国費の対象とならない町が単独で付けなければならない部分が800万円ございます。補助対象部分の8700万円につきましては、その内、国費が5800万円、残る補助裏であります2900万円に町債を充てる予定としております。一般財源単独事業部分の800万円につきましては、国費、それから起債等も充てておりませんので、こちらにつきましては一般財源として財政調整基金から取り崩しを行うということで予定しております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） お尋ねしたのは一般財源と言うか、起債等についてどのような対応があるのかというのをお尋ねしたんですが。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。今回計上しております町債 2900 万円につきましては災害復旧事業の起債として予定をしております。充当率につきましては、補助裏部分の 100%に起債を充当しております。これに対しまして交付税措置が後の元利償還、来年度以降の元利償還に対しまして 95%交付税措置があるものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 78 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 8 号）は  
原案のとおり可決されました。

この際、日程第 2 陳情第 7 号 「国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書」 から 日程第 5 陳情第 10 号 「子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」 までの 4 件 を「一括議題」とします。

日程第 2 から日程第 5 までの 4 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

はじめに総務文教常任委員長から、陳情第 7 号、陳情第 8 号、陳情第 9 及び陳情第 10 号について、の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。まず陳情第7号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） それでは、陳情7号についての審査報告を行います。

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

### 総務文教常任委員会審査報告

12月6日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

#### 【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和3年12月13日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、  
山田睦浩（米重議長）

#### 4 審査事項と結果

（1）陳情第7号 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町2-9-24-205 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 コロナ禍による失業や休業による収入減少などにより困窮した住民の受療権を保障するため、コロナ禍による収入減の被保険者等に係る国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免実施並びに減免の申請の簡易化及び手続きの簡素化とともにこれらの積極的な広報を行うことを求める陳情項目の決議を求めるという要望。

委員の議論 特に意見なし。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） 以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告



といたします。

ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第8号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 陳情第8号についての審査報告を行います。

陳情第8号 「国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進」を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町2-9-24-205 広島県労連

「軍事費を削って、暮らしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 国の責任で小中高のすべて30人以下学級をめざした少人数学級をさらに前進させるとともに、小学校全学年35人以下学級の早期実現と義務標準法・高校標準法の改正による教職員定数改善計画を立てることを要望する内容を政府に対して意見書として提出してほしいという要望。

委員の議論 教職員の過重労働削減に繋がるのであれば国へ要望を行うことに賛成する。

審査の結果 賛成多数により「採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第9号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 陳情第9号についての審査報告を行います。

陳情第9号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町2-9-24-205 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 最低賃金の地域間格差をなくし抜本的に引き上げ、中小企業支援策の拡充実現を要望する内容を政府に対して意見書として提出してほしいという要望。

委員の議論 特に意見なし。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第10号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 陳情第10号についての審査報告を行います。

陳情第10号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町 2-9-24-205 広島県労連

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 広島県による国への要請と県独自の子ども医療費助成制度の拡充を要望する内容を意見書として、広島県知事へ提出してほしいという要望。

委員の議論 特に意見なし。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第7号 「国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料

の減免実施を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第7号 「国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書」 に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数 であります。

したがって、陳情第7号 「国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書」は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第8号 「国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進」を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第8号 「国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進」を求める陳情書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、陳情第8号 「国の責任による30人以下学級をめざした少人

数学級のさらなる前進」を求める陳情書」 は 委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 9 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 9 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。  
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 9 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書」は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 10 号 「子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 10 号 「子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。  
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 10 号 「子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」は 不採択とすることに決定されました。

日程第 6 請願第 11 号 「指定管理者大田地区振興会連絡協議会の指定管理の取り消しに関する請願書」 を議題といたします。

総務文教常任委員長から、総務文教常任委員会において審査中の請願第 11 号 「指定管理者大田地区振興会連絡協議会の指定管理の取り消しに関する請願書」 について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しましたとおり「閉会中の継続審査の申し出」 があります。

お諮りします。総務文教常任委員長からの申し出のとおり「閉会中の継続審査」とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、請願第 11 号 「指定管理者大田地区振興会連絡協議会の指定管理の取り消しに関する請願書」 については、 総務文教常任委員長からの申し出のとおり、「継続審査」とすることに決定されました。

日程第 8 陳情第 12 号 「「歩行者に優しい道づくり」町道大田道線に関する要望書」 を議題といたします。

本件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員会審査報告については、お手元に配布のとおりです。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 産業建設常任委員会審査報告

12月6日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

#### 【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和 3 年 12 月 10 日（金） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、久保正道、米重典子

#### 4 審査事項と結果

陳情第 12 号 「歩行者に優しい道づくり」町道大田道線に関する要望書

陳情提出者 世羅町本郷 879-8 昭和町会長 阿部哲壮

陳情の趣旨 町道大田道線に係る世羅中央病院筋東側の天地花公園から国道 432 号までの間、用地の確保が可能なところから歩道整備の延伸を求める要望書でございます。

審査の経過 平成 26 年度から平成 29 年度に整備を行っているが、この区間は歩道等の整備が未整備となっている。「本年度反対側のオープンであった側溝を整備し、蓋をかけ路側の拡張を行っている。また、当該路線は過疎地域持続的発展計画に位置付けられている区間である。」旨の発言及び「整備に当たり時期的なものを検討している。」という町の考え方の説明を受けたところでございます。

委員の議論 委員の議論においては、「前回も同じ要望が出て、徐々に整備ができています。病院に繋がるのでできるところから進めるべき。」「土地が売りに出されているので、用地を先行取得することの条件が必要。」「10 年前に計画されて延び延びになっているので、早期の整備が必要である。」等の意見が出されたところでございます。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決したものでございます。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第 12 号 「歩行者に優しい道づくり」町道大田道線に関する要望書の討論は、ありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 12 号 「歩行者に優しい道づくり」町道大田道線に関する要望書」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、陳情第 12 号 「歩行者に優しい道づくり」町道大田道線に関する要望書」 は委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第 8 発議第 3 号 国の責任による 30 人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進を求める意見書提出について を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 4 番 (矢山 武) (挙手)

○ 議長 (米重典子) 4 番 矢山 武議員。

○ 4 番 (矢山 武) 発議第 3 号 国の責任による 30 人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり世羅町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣とする。

令和 3 年 12 月 16 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	矢山 武
賛成者	同 上	向谷 伸二
賛成者	同 上	田原 賢司

賛成者 同 上 松尾 陽子  
賛成者 同 上 山田 睦浩

(提案理由)

教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、小学校・中学校および高校全学年で、30人以下をめざしたさらなる少人数学級の実現と、そのための教職員定数改善を求める意見書を提出することについて議会の議決を求めるものであります。

○議長（米重典子） 意見書については事務局に朗読させます。

○事務局長（黒木康範） 発議の裏面をご覧ください。

国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進を求める意見書

さまざま課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、令和3年3月31日、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、義務標準法）の一部を改正する法律」が成立し、小学校全学年での35人学級の実現に道を開きました。

しかし、35人以下学級でも学級規模は大きく、コロナ禍のもと、密を避けるための身体的距離の確保など、さらなる少人数学級を求める声がかかれています。そして、小学校全学年での35人以下学級を5年かけずに早期に実現すること、小学校・中学校・高校の全学年でさらなる30人以下をめざした少人数学級の実現は、圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。また、義務標準法の改正の動きを受けて、自治体独自の少人数学級は今年度、15道県3政令市で前進していますが国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、小学校・中学校および高校全学年で、「30人以下学級」をめざしたさらなる少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことがきわめて重要です。



よって、国においては、30人以下学級をめざした少人数学級の実現のため、次の措置を講ずるよう強く要望します。

1、国の責任で、小学校、中学校、高校のすべてで「30人以下学級」をめざした、少人数学級をさらに前進させること。当面、小学校全学年での35人以下学級を5年かけずに早期に実現すること。

2、国は少人数学級実現のため、義務標準法・高校標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月16日

世羅町議会

○4番（矢山 武） 以上の提案でございます。よろしく申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） この提案については、私も去る今年の9月定例会において世羅町の教育の中で30人学級というのは取り上げたところでございます。

この内容というのは私も同じ格好で教育長に当時、質疑させてもらったものと考えます。しかしながら財源を、一般財源を使ってでも世羅町、そうすべきでないかと私は提案させてもらったところでございますが、今回のこの発議3号は提出者の名前にもありますように、軍事費を削って、こういう軍事費というのは国には存在しないかと思えますけれども、防衛費、そういったところを削ってこれに充てるというのは私は違うものではないかと考えておりますけれども、その点のお考えをお伺いたします。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○4番（矢山 武） 今度の補正予算でも8000億近い敵基地攻撃能力を備えた戦闘機等を拡充をしていくというようなこと。これで終わりならまだいいんですが、どんどん相手との関係で軍備を拡大をしていく。そういう防衛のため

にはある程度の軍備費をかけるという考え方もあるかもしれませんが、非常に暮らしが厳しくなっていく中で限られた財源の中でどんどん相手国の軍事力が強化されればそれに伴って、こちらも強化していくというようなこと、際限のない軍備の拡大につながっていくし、そのことによって防衛費を維持するためにも相当な経費がかかってくるということになって、それよりも暮らしを守っていくという政治をとということであり、そのことと今回要求することが直接つながるということではありませんが、福祉、暮らしを守るためにそういう運動をしておる団体の要求というか、そういうことではあります。基本的には行き届いた教育がきちんとされる。教職員の過重負担が少しでも生徒の人数が減れば行き届いた対応ができるということで、こういう要望書を挙げて一定の30人学級をめやすは立てられておるわけですが、早期に30人学級の実現をという要望であります。

○議長（米重典子） 先程私が答弁の際に総務文教常任委員長と申しあげましたけれども、発議者は4番 矢山 武議員でございました。訂正いたします。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○議長（米重典子） まず本案に対する反対討論の発言を許します。

○7番（藤井照憲） この意見書の提出でございますが、基本的には意見書には財源の確保、こういったものが必ず明記され、そして国に対して要望を求めると。これが正しい意見書だと思います。財源は軍事費を削ってと、これは町議会の議決の範囲を超えております。これは国の話しでございますけれども、そこを削って町が議決するという根拠はないと思います。したがって今回出されております30人学級、これらは私は大いに賛成しております。先の一般質問のGIGAスクール構想、また特別支援学級の拡充、こういったものでもこういった制度の拡充は非常にいいものだと考えております。しかしこの意見書には軍事費を削るという町を超えた判断が求められたものであり、財源の示され

てない意見書に対しては反対の討論といたします。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

したがって、発議第3号 国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進を求める意見書提出については 否決されました。

日程第9 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 総務常任委員会所管事務調査報告を行います。

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和3年12月13日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、  
山田睦浩 （米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、総務課長、財政課長、企画課長、  
健康保険課長、建設課長  
教育長、学校教育課長、社会教育課長

総務文教常任委員会の所管事務調査でかなりの時間を要したが主な点についてのみ報告をさせていただきます。総務文教常任委員会所管事務調査に関わる資料等も執行部から出されておりますので、これらを確認をいただきたいと思っております。

## 5 所管事務調査

### (1) 現地調査

#### ア 防災センター

##### (ア) 備蓄品の状況確認、今後の取り組み

液体ミルクについては、6本入り1ケースのみ備蓄している。賞味期限が半年という短い状況の中で、液体ミルクについては1ケースのみではありましたが、こうした備蓄品等について状況の調査を行いました。、まだこのミルクについては少ないわけではありますが、一般的にもあまり利用されていないという状況の中で年6月以降に一定の更新をされているようであります。生理用品等については目標を2100枚とし、現在450枚備蓄をされており、全体的に前回の調査より備蓄品の充実が図られているようでありました。

#### イ 事故多発交差点（町道寺町本郷線と町道西川本線）の状況について

現地でいろいろ意見をお聞きし状況を調査をしました。

旧国道432号が現在の町道寺町本郷線、町道西川本線は、マックスバリュ方向から世羅中学校南東側を通り、国道184号へ通じている。その2つの路線の交差点で非常に交通量が道路改良が進んで非常に増えているという中で、事故件数は、令和3年5件、令和2年1件、令和元年2件というように、事故が多発をしている状況であります。いろいろあるようではありますが、交差点でスピード等が出ている関係で接触をする物損事故が多いようであります。町道寺町本郷線の車に気付くのが遅く、事故が起きているようであるます。交差点から東側はゾーン30（制限速度30km/h）となっておりますが、事故の状況を担当課をしても把握をして、研究をしたいということでありました。

小中学校PTAからの話では、非常に危ないという状況が語られておりましたが、一時停止になっておる交差点に一時停止をせずに特に町外の方がセンターラインがあるというようなことで、無意識にスピードを出して交差点に入ら

れるという方もおられるようです。ゾーン 30 の意識も低い状況が徹底状況になってないことがあるようであります。

町道西川本線北から出る車両と町道寺町本郷線を西から東へ走行する車両が接触する事故が多いようであります。東西に走る町道寺町本郷線が優先道路であります。南北に走る町道西川本線のほうが、幅が広く幅の狭い旧国道側の車両が止まるべきであると考えられるようであります。対策を一定にとられ、交通取り締まり等もやられておりますが、関係課で早急に対応する必要があると思われるところであります。

## (2) 非常備消防の現状と課題について

### ア 消防団員の日中の待機者数（各分団・各部）の現状と対策

日中の出動体制の把握は本団においてもされてない状況であります。日中の緊急出動火災等については、地元精通している団員が駆けつけることが望ましいので、本団の会議等で緊急の出動が可能な体制がとりづらい班等があれば、一定の連携を取るといった考え方を伝えたいということでありました。

消防団の今後の方向性、在り方については、地元と密着した組織体制に配慮しながら当面は現在の体制を維持していくということであります。団員の思いに沿って訓練などの負担軽減、消防能力の維持、連絡体制をきちんととっていく等を考えているということでありました。また、団員証の小型化を検討することでありました。

## (3) デジタル防災行政無線戸別受信機の運用状況について

### ア 戸別受信機の故障率（年度別の交換件数・修繕件数）と町の負担状況

平成 28・29 年度に整備された防災無線ですが、令和 3 年 9 月末では 25 件であり、年々件数は減っているようだが、一定の故障が発生しているようであります。アンテナについても令和 3 年 9 月末で 22 件の位置修正などをアンテナで行っているようであります。これも減少傾向にはなっておりますが、立地等により異なるアンテナが必要なために、一定の費用がかかるようであります。

### イ 戸別受信機の価格について

一台当たり約 4 万円である。

基地局など基本の施設と併せて専用の端末として導入しているということでありました。

#### (4) 新型コロナウイルスワクチン接種について

##### ア 3回目接種の予約受付・実施体制の計画

資料等是非お読みいただきたいと思います。

ワクチンの感染予防や重症化予防の効果が低下すると考えられ、2回目の接種から8カ月以上間隔をあけて実施する。一般接種は接種券を発送後に予約いただき、町内7医療機関で実施予定である。

追加接種については、現在はファイザー社のみが承認されているが、モデルナ社ワクチンも承認される見込みであり、町へのワクチン供給計画では、ファイザー社製ワクチン55%、モデルナ社製ワクチン45%が供給される見通しであるようです。モデルナ社ワクチンでの接種体制の整備を、現在医師会と調整をされているようであります。町としても、混乱のないよう周知啓発を図り接種を進めていく。電話予約についても8回線に対応するというものでありました。町内で接種され、転出された方は、転出先の自治体で接種券を発行することになるということでありましたが、今後についてはマイナンバーカードで市町を超えて記録の確認ができるように国が作業を進めているようであります。

#### (5) 令和3年度入札発注工事(250万円以上)の契約・進捗状況について

庁舎のWEB会議スペースの工事は、第4会議室に間仕切りを設置し、6名用、4名用、1名用の3部屋とするということでありました。

ナイター照明設備のLED化が進められておりますが、施設を管理の関係課である企画課と社会教育課で調整を進めて、電球交換等については高所作業車での作業となり、複数切れが発生した場合にまとめて修繕を行っているということでありました。

町有施設の照明の電柱本体の耐用年数が経過しており、個別計画により、地元と廃止も含め協議し、使用頻度の高い施設から対応をするということでありました。

入札と落札金額の差が小さいという問題については、各工事の予定価格と契

約金額が近接しているのは、公表されている単価・歩掛で積算する為であり、応札業者側としては、どこまで費用を圧縮できるかということとなり、非常に近接をする状況が多くなってきております。

## (6) 中学校でのヤングケアラー・いじめの実態の状況について

### ア ヤングケアラーの実態把握の状況

現状把握は重要であるが、デリケートな問題で実態把握が難しい。教育相談やスクールカウンセラーの活用で現状把握に努めているということでありました。自治体での取り組みも広がっており、県教育委員会から冬季休業中の生徒指導の充実についても、ヤングケアラーの早期発見、適切な支援に努めるということが加えられているようであります。3年間で認知度5割を目指す国県の動きもあり、こうした考えで進めていきたい。また敏感に気付ける体制づくりを進めたい。関係部局等と連携し、体制を作る必要がある。また声掛けをして早急に協議を始めたいという事でありました。

### イ いじめの実態調査の状況

いじめ防止対策推進法に基づき、基本方針を策定し取り組みを進めているということであります。アンケート調査を年3回実施し、必要に応じ個別面談を実施しているということであります。

いじめ防止委員会を設置開催し、情報共有を行っている。いじめを認知した場合は迅速な対応に努めているということでありました。

いじめ防止等に係る相談窓口を設置し児童生徒、保護者に周知している。

市販の客観的テストの結果を観察や集団づくりに活かしているということでもあります。

生徒指導主事研修を行い、対応の方法について学ぶことを行ったということで、体験学習等の人間関係を育む場が少ない中で、子どもを見守り気付き対応していきたいということでありました。

## (7) 地域公共交通網形成計画について

### ア ピースライナーの経路変更の検討状況

公共交通を巡る課題を明確にし、全力で取り組みたい。広島空港経由は運転

者の運転時間の兼ね合いで困難であるとの回答があり、今後も実現の可能性を追求し、空港までの経路の可能性を追求していくということでありました。

#### イ 市街地循環線実証運行の検証結果と導入予定

詳しい状況等の資料は提出されているが、令和2年10月1日から12月28日まで実証運行を行って、令和4年4月1日から本格運行を予定をされております。1日6便での運行を図り、料金については現時点で200円くらいを考えているということでありました。(仮称)くるりん号の周知と周辺に行く車でないことがきちんとわかるようにしたいという発言もありました。

#### ウ せらまちタクシーの運行見直しの状況

これについては委員等からの意見も出されて、その他の路線については、既存路線を利用し、足りない部分の考えを詰めていきたいということでありました。

#### エ 公共交通マップ、ホームページ作成の取り組み状況

町のホームページに公共交通のページを令和2年10月から掲載している。併せて公共交通マップを作成し全戸配布予定であったが、コロナ禍の影響で運休中の路線もあり運行状況を注視しながら作成をしたいということでありました。

#### オ せらまちタクシー新予約システムの導入予定及び状況

予約システムの整備は、3月末完了めざしておるということであり、4月から運用を開始したいということであり、お迎えメール通知や電子マネー対応等利便性の向上を図られるようであります。世羅高校や、また世羅中学校への周知を図って、できるだけせらまちタクシーの利用が増えるように対応されているようであります。

#### (8) 大田自治センターの管理の状況及び請願第11号に関する執行部の考え方について

指定管理の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間である。大田地区振興会連絡協議会は適切に業務にあたっていると認識しているということでありました。取消しに該当する事由はなく、また指定管理の取消しは考えていないということです。会員と役員の方の意思疎通が十分でないと感じているよう



で、またこの問題について自治組織の中で、円満解決を図っていただきたいということでありました。町の交付金については、公金の適正使用の部分では、しっかり精査し、確認もしている。関係者の意向を受け止めて理事会で説明承認を頂いたところもあるようであります。直接の話もされているようであり、できる限りのことはやらせていただくことでこれまで取り組んできたということで、引き続き、双方に連絡調整、意見の伝達が必要であると考えている。円満解決に向けて組織の中でも動いていただきたいという思いが述べられました。

町のこれらの経緯を受けてこの問題についてただちに結論を出すというのは難しい状況ではないかと思われるところであります。

## 6 その他

### (1) 令和4年度行政視察について

令和3年度の視察を中止としており、視察先として予定していた高知県四万十町、梶原町での移住定住対策などの人口対策並びに自治活動の取り組みについて候補先とし、時期は令和4年3月の定例会中に決定することで確認した。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） たくさんありますので、まとめて3回しかできませんので、お伺いさせていただきます。

まず最初に西川本線と町道寺町本郷線と西川本線、ここは以前から交通事故の多いところで、今回それも危惧されて総務委員会で行かれたのだと思います。委員長報告では関係課で早急に対応すべきと思われるとありますけど、これまで私も一般質問等でここは質問させていただきました。状況では県内で1年間に2基、3基位しか信号機ができないものに、ここに持ってくるのはむずかしいというような意見で、ほぼほぼ信号機ができるというような見通しはないような対応を当時聞かせていただきました。しかしここで早急に対応すべ

きと思われるということも委員長言われておりましたので、今後、信号機はつきそうですか。その点について1点お伺いいたします。

それ以外の対策として、担当課のほうからは今の西川本線のほうの道路側、こちらが広いんですけど、どうしても旧の432、本郷寺町線のほうが狭い。ですけどこっちが優先になるわけですから、そこにわかりやすく歯止め、波を打ったようにして止まるような防御策はこれまでしていると思いますので、それ以外の対策が委員のほうから意見が出たのか、そこら辺についてお伺いいたします。

それと次にデジタル防災無線、戸別受信機の運用、ここについても、これは確か私が議員になる前にもう既に可決されていた案件でございまして、約19億程度ですかね。そういった財源がつぎこまれて、当時議員からもたくさん意見が出たと思います。戸数全部買っているのが6,900近いものが買われて1,500程度余っていたと当時聞いております。現在でも1,000以上の在庫があると思いますので、これに対して不良が出れば勿論在庫が1,000以上ありますので、それで対応可能だと思います。ですけれども委員会としてこれを聞いたということは、他に財源というか、お金が出ている。アンテナの調子が悪ければそれを直しに行く業者がおるのか、町の職員が直すのか知りませんが、何かこれに対して対応で町の経費が更に使われているというような話があったのか。まずこの2点、お伺いします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 最初の

○議長（米重典子） 委員長、すみません、発言許可をお願いします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 最初の問題につきまして、具体的な話はなかったんですが、建設課あるいは総務課で危険な交差点だという認識はあるようなので、検討するというのが中心であったというように思います。

それから次の問題ですが、具体的に調査項目ではああして運用状況という中で、修繕の状況だけでここで触れているこれらの維持管理にどの程度の金がかかってどういう状況だということまで踏み込んで調査をしておりませんが、大まかに言って当初に比べたらかなり経費も少なくなっているんだと思うんで

すが、できるだけ職員で対応できる、受信機の交換だけは職員とかいう場合には、職員で対応しているというような話は、特にそれ以上の議論というか、調査はしておりません。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 続いて8番目の大田自治センターの請願についてお伺いします。これ私も請願の提出の議員で、紹介議員として提出しておりますが、非常に残念であったのが、産業建設におきましても、こういった陳情請願というのは重く受け止めて現地調査ないし、そういった関係聞き取りというのは一番に行ってきたおのが世羅町議会だと思っておりますが、今回、この提出された住民の方よりも言われたんですけど、この事務調査をなぜ今定例会開会中に開催していただけなかったのか。先程私もこの後の閉会中の審査にすることでは勿論OKを出しておりますけれども、まずなぜ今回の、今回、現地調査されたのは防災センターと今の危険個所の所を見られた。防災センター前回もたぶん近い所で見られていると思うんですけども、まず優先すべきはこうした陳情請願に対するものを委員会として取り上げて調査するというのが大前提じゃないのか、委員長のお考えをお伺いいたします。

○議長（米重典子） 委員長すみません、挙手をお願いします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） この問題については、いろんな考え方があるわけですが、私は議会が指定管理を取り消せとか、いや、続けろとかいうようなことを安易に言う、慎重でなくてはならんということで、まず、大まかな執行部の考え方については私としても認識はしておりましたが、できるだけ十分な時間を取って、現状の把握をしながら、慎重な対応がいるということで、片一方、片一方という言い方は悪いですかね。双方の意見も当然、聞かなくてはならんということで、継続審議が認められれば早い時期に考え方をお聞きをして、できるだけ早期に結論が出せるようにできればというように思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 素直に委員長の意見を言っていたかましてありがとうございます。

このことに関して、

○議長（米重典子） 高橋議員、すみません、その前に、この件については総務文教常任委員会の報告ですので、委員長個人の意見と言うよりは、委員会としてのということで、委員長のほうにも申し上げておきます。

○1番（高橋公時） そうですね。委員会の意見として聞くべきでしたが、委員長の意見をありがとうございます。

このことにつきまして、今回、閉会中でされるというのですが、閉会中は早期に勿論住民の方もなんで今回されなかったのかということで、もう年内には絶対この話を閉会中でもしてくれと私も聞いておりますので、早期にやっていただきたいと思っておりますけれども、これは委員長の意見でなくて、委員会としての考え、それともう1点、もしお受けしていただけなかった場合どうされるのか、この2点、お伺いします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） お受けいただくかどうかというのは、これからお願いをして、その上で返事を待つということになるので、基本的に最初にも申し上げたように、委員会としてこのまま陳情者の思いを受けて結論を出すというのはどうかという意見も出される中でですね、こういう事とったんで、それで日にち等についても、本日決定をいただいたので、ただちに年内の早い時期に振興連絡協議会ですか、の方の考えをお聞きをし、また必要によっては他の方の意見も聞きながら委員会としての結論を出したいと思っております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 委員長先程、報告の中ですね、（7）地域公共交通網形成計画について、この分がちょっと委員会の中でどのような発言があったかお伺いいたしたいと思っております。

この中のですね、エでございます。ページ言うたら最終ページでございます。公共交通マップホームページ作成の取り組みというところで、町のホームページに公共交通のページを令和2年10月から掲載していると書いてあります。またその下のオ、せらまちタクシーの新予約システムの導入予定及び状況で予約システムの整備は、3月末完了予定であり、4月から運用開始したいということがあります。ここです、この公共交通の内、マイカー以外の利用者というのは非常に高齢者が多いと思うんです。とりわけせらまちタクシーというのはほとんどが高齢者、この中であってですね、公共交通マップはホームページ掲載しているから周知がしてあると。またお迎えメールの通知や電子マネー対応等も利便性の向上を図る考えだと。これもですね、高齢者がスマホを持たないといけない、こういう状況があると思うんです。このあたりについて委員会中での議論はどのようでありましたか、お伺いいたします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 最初の、

○議長（米重典子） たびたび申し訳ありませんが、許可をお願いします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。

○4番（矢山 武） ホームページで掲載をしておるという現状の中で、これでいいという考えではないし、やはり町民の人、お年寄りの人の便利を図るということで、次にも多少関係してくるんですが、何時くらいに公共交通の便があって、そういうことと併せて、新しいせらまちタクシーも世羅高校の生徒等についても一定の利用があるようであるので、きちんとどういう形になるか、十分把握をしておりませんが、目で見るとやむを得ないものをできるだけ早く作る必要があるということで委員の中からも発言があって、そういう中で運休をしているところもあるので、そこらの動きもみながら世羅西方面だけでなしに、その他の路線も検討すべきだという発言もありまして、そういう中で担当課としていろいろな角度から検討して住民の利便性を図っていきたいという思いで、具体的にここをこうするという話はなかったんですが、検討されているようです。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。再開を 10 時 30 分といたします。

休 憩 10 時 17 分

再 開 10 時 30 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 10 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 産業建設常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

#### 【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 3 年 12 月 10 日（金） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、久保正道、米重典子
- 4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長
- 5 所管事務調査

#### （1）現地調査

ア 陳情第 12 号に関する現地調査（大字本郷）及び執行部の考え方

これは先程陳情審査の報告をしまして、賛成全員により可決いただきました「歩行者に優しい道づくり」町道大田道線に関する要望書の件でございます。

それでは審査の内容について説明いたします。2019 年に要望された町道大田道線西側の側溝整備による路肩の拡幅が令和 3 年 11 月までに完了した。今回の要望では、道路東側の約 300m の区間のうち、用地確保が可能なものから早

期に歩道整備されるよう要望されている。町としても、当該箇所は、過疎地域持続的発展計画に位置付けており、ここまでで終了とは考えていないということでございます。ただ時期的なものを検討しているとの説明がございました。

## イ 指定管理施設せら農業公園（せらワイナリー）に関する調査

### (ア) 新体制での新たな取り組み状況と今後の計画

代表取締役社長、レストラン料理長、醸造部門の新体制のもと、外販ではこれまでの取引先との連携をとるとともに販路拡大への積極的な取り組み状況、そしてレストラン部門では、グランドメニューの一新と仕出し免許取得による販路拡大、醸造部門では、生産農家との連携を取りながら、社員一丸となった取り組みを行っている旨の説明があったところでございます。

### (2) 令和3年度入札発注工事（250万円以上）の契約及び進捗状況について

発注工事一覧表により、建設課26件、産業振興課4件、上下水道課8件、町民課1件の調査を行ったところでございます。

### (3) 宇津戸下仮屋地区悪臭公害に係る改善計画及び臭気指数の状況並びに住 民アンケートについて

#### ア 改善計画の進捗状況

(農)広島県東部養豚組合からの改善計画書の変更については、令和3年9月24日宇津戸下仮屋公害対策委員会の了解を得て進められているところでございます。東部養豚組合の第3牧場では、令和3年度実施予定の肥育舎のうち、7・8号の細霧化改造工事は完成したが、6・9・10号の工事は令和4年2月末完成予定、4・5号解体工事は令和4年3月末完成予定。第4牧場では、肥育舎3・4号の細霧化改造工事を令和3年12月末完成予定で進められているところでございます。

小野商事㈱の養鶏場については、引き続き、焼却炉の適正管理と処理量の削減、鶏糞の保管対策、飼料へのハーブ添加などの対策を実施しているところでございます。

委員からは、「細霧化工事は臭いを消すもので、臭いを出さない根本的な対策を指導すべきである。」、「豚舎を順次建て替える計画と認識していたが、臭

いの発生源がなくならないので解決策にはならない。」、「住民アンケートを見ると、公害対策委員会の活動に関心のある者は96%で、その理由は「業者には撤退あるのみ。」と厳しい意見である。「この住民の切実な思いを業者指導に向けてもらいたい。」などの問いに、「ミストによって臭いを軽減する。豚舎の衛生管理は日ごろから指導している。」、「細霧化工事は事業者からの申し出を受け、地元の了解が得られたので町は受理し指導している。」、「地元からアンケートを通じて、もう限界、次の段階、今までとは違う意思表示と受け止めるべきである。」との説明がございました。

#### イ 臭気指数の状況

今年度の臭気指数一覧表の説明がございました。直近の2回のうち、9月7日の第4牧場18のみが基準値を超え、11月1日では観測地の全てが基準値15以下でございました。

委員からは、「事業者には撤退してほしい強い気持ちがある。着地点を見据え、トップに伝えてもらいたい。」、「業者の代弁者のように聞こえる。今ここで出た意見と地元の思いを伝えてもらいたい。」との問いに、「最悪のケースの着地点をも想定する中で、臨まなくてはならない。」、「まだまだ事業者に対する厳しさが足りないと感じたので、地元の代弁者として取り組みたい。」との説明がございました。

#### (4) 令和3年災害の復旧計画について

7月・8月災害の箇所数は、道路14カ所、河川16カ所の合計で30カ所でございます。この内、入札執行は15件で契約済みは10件、5件が入札不調となっている。この外、発注手続き中は7件、災害査定を受けていない8件は12月下旬に受検を予定しているとのことでございます。また、入札不調工事の原因は、年度末完成工事の集中と資材不足及び県工事や民間工事との競合が考えられるが、早期の工事完成に努めるとのことでございます。

委員からは、「入札不調箇所の取扱いは。」の問いに、「繰越し承認を頂いたので、工期を延伸して発注を試み、それでも応札がない場合は、個別に受注業者に当たる。」との説明がございました。



## (5) 米余りの中で農業政策の考え方について

ア 園芸作物への転換による農業の将来設計の道筋及びイ 個人農家・農業集落法人への減収に対する支援策について園芸作物への転換支援は、経営所得安定対策等交付金による米以外への転作に当たる支援を行っている。世羅町農業振興対策事業補助金は、単町費で転作を推進するため資材等の導入補助や振興作物導入の条件整備などに対する支援を行っている。

来年度の米の作付け協力は決定していないが、概ね70%程度と思われるので、経営所得安定対策交付金事業に取り組んでもらいたい。

委員からは、「米以外の園芸作物は手間がかかり、人手が足りない。機械化も作物に限られ、穀物類がほとんどである。高収益作物に入れるなどの支援があれば、やり方の設計ができる。」の問いに、「省力化かつ高収益の品目が思うようなゾーンにはまっていない。今後の経営所得安定対策のもう少し隙間を広げてもらえないか県内市町と連携しながら意見具申をしたい。」との説明がございました。また、「農業従事者の高齢化が進んでいる。基幹産業である農業を守る道筋に、さまざまな手法の中からどのメニューを選んで農業を支えるのか。」との問いに、「法人間連携での人や機械の共同利用のほか、会社組織での雇用や米以外の作物への転換を図って頂きたいと考えている。」との説明がございました。

## (6) 上水道の更新・維持修繕計画について

### ア 経年劣化に伴う更新計画の現状と課題

現在各浄水場など老朽化施設は、今後廃止を行う予定である。新規バイパス管及び加圧ポンプ所などを新設し、老朽施設のエリアをカバーすると共に、更新費用やランニングコストを削減する計画である。

### イ 維持修繕計画の現状と課題

このことについては、落雷による機械器具等の故障や豪雨の汚濁によるポンプ等の故障、冬場の凍結による管渠の破裂などに緊急対応をしている。予算に計上した計画的なもの以外の修繕が多く、パソコン等で各施設の状況をモニタリングによる対応もしている。今後も安定した水の供給を行いたい旨の説明がございました。

## (7) コロナ支援事業について

ア これまでの新型コロナ関係対策事業の利用状況及び効果の評価（予算・実績）

コロナ支援事業に係る実施時期、事業名、予算額、実績額の一覧表の説明があった。

イ コロナ後の中小事業者への支援実施判断の根拠数値

令和2年度確定申告基本データ（コロナ関係雑収入を除く）から7業種の区分ごとに、件数、売上対前年比、売上高、前年売上高に係る一覧表の説明がございました。

委員からは、「現在実施しなければならない支援策は、一定の売り上げが落ちたところには行き届いたと思う。ここからは波及効果の高いペイペイ支援策とかにシフトチェンジする時ではないか。再度売り上げが落ちている事業者は支援し、最終的には攻めのパターンに持っていくので帳尻が合うのではないか。」、また、「事業者の売上では落ちていないように見える、そこで働いている従業員に対し、行政の目を向けて頂き、町独自の支援策があってもよいのではないか。」これらの問いに対して、「事業者の支援は、国が持続化給付金の第2弾をされると聞いているので、国県の状況を見ながら、どの様なサポートができるか検討したい。」、また、「総括的な数字しか示していないが、数字が読み取れる中で、もう少し分析が必要ではないかというところを心がけて参りたい。」との説明がございました。

## (8) 次期観光振興基本計画に必要な主な施策について

ア 環境、課題、施策の方向性及び観光振興の目標

次期観光振興基本計画は、㈱ジャパンインターナショナル総合研究所と委託額660万円で、来年の8月末を履行期間とする業務委託を締結し、町内の各観光施設での来場者アンケート調査を実施中であるとのことでございます。

委員から、「一番大事なのは世羅町のビジョン、数字以上に構想的なものを伝えなければならない。」、「観光消費単価1,158円を上げようとしても個人単価では難しい、団体客や宿泊客を呼ばなくてはいけない。」などの問いに、

「世羅町の強みは農業から派生した観光、いかに滞在時間を延ばすかが課題と  
思っている。地域に如何に呼んでくるかというところを積極的にPRすることが  
必要で、観光協会を通じアプローチしている。」との説明がございました。

## 6 その他

### 令和3年度行政視察について

前回の委員会で視察候補地をサテライトオフィスの先進地として徳島県神山  
町と三好市を決定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観  
点から視察を見合わせていたものでございます。再度視察の受け入れを確認す  
ると三好市は視察の受け入れを中止しているが、神山町は受け入れを再開して  
おり、近傍の美馬市の観光振興施策を併せて視察を行うことを決定したところ  
でございます。

次に、令和4年度の行政視察については、臭気問題に積極的に取り組んでい  
る自治体、及びバイオマスエネルギーの活用自治体を視察先として事例を調査  
し、次回委員会で正式に視察先を決定するとしたところでございます。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 何点かお尋ねしたいと思うんですが、最初の指定管理施  
設せら農業公園についてですが、経営改善に取り組んでおられるというのはわ  
かるんですが、対前年度は前年もかなり大きな新型コロナの影響があった年で  
すが、今後売り上げを伸ばしていくということがないと、採算というか、収支  
が黒字になるということにならんのではないかと思うんで、そうした経営計画  
等についての調査をされているのか、わかれば対前年度でどの程度の売上げ状  
況か、その点。

それからもうひとつは臭気問題でいろいろ調査をされておりますが、やはり  
時間が経過して、一定の対応はされておるんですが、なかなか目に見えた改善  
がされてないんじゃないかというように見受けられるんですが、地元の意見と  
してまだまだ事業者として厳しさが足りないというような声もあるのかもしれ

ませんが、産業建設委員会としてこれまでの流れ、また調査をされて今後についての意見、これも委員会の中の意見かもしれませんが、住民の関係者の人が日常生活でたいへん困っている状況に対してね、もう少し積極的な対応をしてほしいという気持ちがあると思うんですが、その辺についてお尋ねします。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○7番（藤井照憲） では4番 矢山議員からのご質問にお答えしたいと思います。まず最初に指定管理施設せら農業公園ワイナリーに関する調査で、売上げを伸ばす経営計画はどうなってるのかということでございます。詳しい経営率、経営の数字は今持っておりません。ただ調査の中では外販、こちらのほうを強化していくと、こういう説明がございました。これらの取り組みについては空・道・港株式会社があつて、そこらと連携しながら販路をしっかりとっていくと。また東京でも3件のそういった取扱の店を設けている。また各イベントでもしっかりとその辺を取り組んでですね、とにかく外販に力を置いてやっていきたいということがございました。何よりもですね、このワイナリーをお尋ねして、職員の目の輝きが変わってました。1年前の目の輝き、今回調査したときの輝き、これは明らかに社員が一丸となって取り組んで行こうと、こういった強い意思を感じたところでございます。

次に宇津戸の臭気問題でございます。この問題は四半世紀、25年という長い年月の中で住民も訴えて続けているものでございます。特に日常生活の中で困っているということはこのアンケート調査で十分に示されているものと思います。

ただこの改善計画の中で事務調査の報告書の中でも触れましたが、細霧化、要はミストを吹いてですね、それでもって臭いを吸着し軽減すると、こういう対策がほんとに抜本的なものなのか。抜本的な対策というのは、やはり元を絶つ。どっかのコマースシャルでもやってますけれど、発生源を絶たないとだめだということがありますので、その辺は町のほうのしっかりとした指導を期待するところでございます。以上でございます。

○議長（米重典子） そのほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第 11 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） それでは議会改革調査特別委員会の中間報告を行います。

令和 3 年 12 月 16 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

#### 議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

#### 【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和 3 年 11 月 4 日（木） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、  
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、  
（米重議長）

（欠席委員：久保正道）

#### 4 調査事項

（1）議会報告会・意見交換会の Zoom 会議による実施について

9 月定例会本委員会において、10 月 31 日から 11 月 28 日に令和 3 年度の 13 自治センターを会場として計画をしておりました議会報告会は新型コロナウイルス感染症拡大により中止といたしました。そこで感染拡大防止の観点から Zoom 会議方式による議会報告会・意見交換会の実施の提案があり 12 月を目途

に実施することとし、開催方法・対象者・日程及び内容について協議をいたしました。

#### 【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和3年12月2日（木） 午後3時00分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、  
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、  
久保正道、（米重議長）

#### 4 調査事項

##### （1）議会報告会・意見交換会について

11月4日の本委員会において、オンライン（Zoom会議）議会報告会・意見交換会の開催を13自治センターに依頼することが提案されましたが、13自治センター同日開催は日程調整が難しいことが判明いたしました。令和3年12月18日から令和4年2月26日までの内で、開催可能な自治センターが少しでも多くなるよう自治センターにお願いを重ねて行うこととし、12月定例会で開催日を決定することといたしました。

時間については、幅広い年代からの参加を期待し午後7時から午後8時30分とすることで確認いたしました。

#### 【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和3年12月14日（火） 午前11時15分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、  
矢山 武、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、  
（米重議長）

（欠席委員：向谷伸二）

#### 4 調査事項

##### （1）オンライン議会報告会・意見交換会について

12月2日の委員会後の日程調整により11自治センターの協力がいただける

1月21日の午後7時から午後8時30分間に開催することを決定いたしました。

(2) タブレット端末導入に伴う規程等の整備について

12月2日の全員協議会の際に、タブレット端末導入に関する当初予算要求を行うことが確認されており、導入に伴い端末の取り扱い等の規程について整備する必要があり先進的に導入をされている三原市議会の取扱い基準を参考に今後作成していくことといたしました。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第12 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告を行います。

光ファイバ網整備調査特別委員長の報告を求めます

○光ファイバ網調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 光ファイバ網調査特別委員長。

○光ファイバ網調査特別委員長（山田睦浩） それでは光ファイバ網整備調査特別委員会の中間報告を行います。

令和3年12月16日

世羅町議会議長 米重 典子 様

光ファイバ網整備調査特別委員会  
委員長 山田 睦浩

光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和3年12月14日（火） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、  
田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、

(米重議長)

(欠席委員：向谷伸二)

4 説明員 町長、副町長、企画課長

5 調査事項

(1) 光ファイバ網整備の進捗状況について(資料により説明)

当初の予定より工事に遅れが生じているが、年明けから宅内工事、引き込み工事については工程回復に努め、工事完了に向けて取り組んでいる。

委員からは、宅内工事 5,002 戸、11 月末現在で 93 戸、0.2%の進捗率であり、この先大丈夫なのかとの質疑がありました。これに対して、当初計画では宅内工事班を町全域で 10 班を確保していたが、計画工事遅れで回復には宅内工事を急がなくてはならないので、21 班を確保し、工期に間に合うように 1 班で 1 日に工事可能件数は 5 件程度回れる試算をしているとの説明がありました。

また、3 月末で宅内工事が完了するのかとの質疑に対して、工期内の工事完了については問題ないが、一つの懸念事項としては、全世界的に問題となっている半導体不足の影響により、半導体が使われている D-ONU (宅内専用機器)の確保がある。現在、必要数量の 8 割弱は確保しているが、100%までの確保が明確になっていない状況のため、今後は必要な数の確保に全力を傾注する旨の説明を受けております。

以上、光ファイバ網整備調査特別委員会の調査中間報告といたします。

○議長(米重典子) 以上で、光ファイバ網整備調査特別委員会の報告を終わります。

日程第 13 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

デジタル化推進調査特別委員長の報告を求めます。

○デジタル化推進調査特別委員長(上羽場幸男)

○議長(米重典子) デジタル化推進調査特別委員長。

○デジタル化推進調査特別委員長(上羽場幸男) それではデジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告し



ます。

#### 【閉会中の行政視察調査】

- 1 視察日時 令和3年10月28日（木）
- 2 視察先 （1）広島県議会事務局  
（2）広島県総務局デジタルトランスフォーメーション推進チーム  
同上 デジタル県庁推進担当
- 3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、  
田原賢司、松尾陽子、山田睦浩、（米重議長）

4 視察項目（1）広島県におけるタブレット端末導入経緯と現状の成果について

（2）広島県のデジタルトランスフォーメーション推進体制及び状況について

#### 5 調査内容及び結果

（1）広島県議会議事棟3階第5委員会室

広島県議会事務局（10月28日（木）午前9時45分～）

#### ア タブレット型端末の導入の経緯及び検討経過

平成29年3月県議会議員による議会改革提言として、「議案、資料のタブレット化（当面は紙媒体も併用）」、4月には、議長から議会改革推進委員会へ「本会議・委員会等へのタブレット型端末の導入」等5項目が諮問された。その後、他県への調査、基本操作体験会を経て、平成30年1月議会運営検討部会中間報告にて、議会改革推進委員会です承され、各派代表者会議において、タブレット型端末の試行的導入が決定された。

#### イ 議会運営検討部会検討結果

（ア）タブレット型端末を使用する会議の範囲等を検討するため、実際の会議で試行的に使用する。

（イ）2年以内の期間でタブレット型端末及び会議システムを調達し、各議員が日常的に操作できる機会を設ける。

a 平成30年度、環境が整い次第、特別委員会や全員委員会で試行する。

b 当面は紙資料と併用する。

c 使用の範囲は当面、セキュリティ対策を確認するため公務限定とする。施

行前に、複数回の操作体験を実施する。

ウ タブレット型端末導入により想定された効果及び課題

(ア) 想定された試行開始前の効果

- a 議会外での資料閲覧等の利便性向上
  - ・インターネットを通じて、自宅や事務所での資料の閲覧が可能
  - ・所属外の委員会資料の閲覧が可能
  - ・資料管理の利便性向上（持ち運びの負担軽減、紙での保管が不要）
- b 会議運営等効率化
  - ・説明員と委員の資料同時表示、カラー化
  - ・印刷、製本、配布、差替え等の作業の軽減と効率化
- c 紙資源の削減によるコストの節減、環境負荷の低減

(イ) 想定された試行開始前の課題

- a 紙媒体でないことへの抵抗感（画面が小さい、メモが取れない等）
- b 導入に適さない会議や資料の有無の確認
- c 議会外への持ち出しや政務活動での利用の可否、習熟に向けてのフォロー

エ タブレット端末の試行から運用

(ア) 平成 30 年 8 月、各議員に配布後 10 月まで研修を実施

(イ) 平成 30 年 11 月、特別委員会から試行開始し令和元年 11 月に常任委員会で使用を始める。

(ウ) 令和 2 年 4 月本運用開始（紙資料原則廃止）

- a タブレット端末で提供可能とする資料
  - ・本会議では知事提出議案（説明書、報告書など）
  - ・委員会では執行部提出資料
- b タブレット端末を利用して資料説明をする会議
  - ・委員会に限定

(エ) 令和 2 年 12 月から本運用を拡大し公用端末以外での会議システムの閲覧を可能とし、全常任委員会資料については、資料一覧からアクセス可能にしたことで、個別資料の検索・閲覧を容易にした。

オ デジタル化を通じた議会改革の取り組み

(ア) 令和元年6月：議案の様式を改正し、新旧対照方式へ変更。

(イ) 令和元年9月：常任委員会のインターネット中継開始（常任委員会・特別委員会・決算特別委員会〔部局別審査〕）

(ウ) 令和2年4月：本運用開始による紙資料原則廃止に併せて、本会議・委員会資料の議会ホームページへの掲載開始。開かれた議会の推進とともに、既存の資料用PDFデータの活用による省力化

(エ) 令和3年7月：委員会資料の構成等の見直し、資料構成の統一を図り、ホームページへのリンクの設定

カ 【委員の主な質問】

問) 平成29年度から資料を電子化されているが、それ以前の資料も電子化され入っているのか。

答) タブレット型端末試験導入前の資料は紙媒体で保管のみ。電子化は大変な作業でできていない。

問) Side Books（サイドブックス）以外のアプリは導入されているか。

答) iPadの製品に初期からあるもの以外は、導入要望の申請により、導入を検討する。ただし、現在個人のタブレットでもSide Booksを導入できるため、個人でアプリ活用もされている。ただし、セキュリティへの配慮は必要。

問) 本会議での関係のない事項の検索は制限されているのか。

答) 本会議では使っていない。これは、私的な検索対策でもある。ただし、インターネット接続の制限はない。

問) タブレット型端末導入の際の議員をサポートする体制は、事務局が少人数でも可能か。

答) メーカーによる初回導入サポートもあり、場合によっては有料サービス活用を利用検討されるのも一つの方法である。

などの質問を行った。

労力部分の目に見えないコスト削減は執行者にとって最大のメリットであり、Side Booksは検索しやすく。持ち運びも容易である。

(2) 広島県総務局（デジタルトランスフォーメーション推進チーム・デジタル県庁推進担当）（10月28日（木）午前10時55分～）

D Xとは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

ア 広島県が推進するD Xとは（ねらい、推進体制、取り組み）

デジタル技術を活用して、県民生活に関わるあらゆる分野（仕事、暮らし、地域社会、行政）においてビジネスモデル、オペレーション、組織、文化などの在り方に変革を起こすことによって、新たな価値を生み出し、県民の暮らしを豊かにすること。

(ア) 社会課題の解決と経済発展の実現

- ・課題を解決し、持続的な経済発展を実現していくため、県民生活に関わるあらゆる分野において、D Xを推進。

- ・広島県は、自然と都市が近接し、気候・産業も多様性に富み、100万都市から過疎地域までさまざまな地域を抱える等「日本の縮図」といわれる。日本が抱える課題もコンパクトに収まっている地域といえ、県内において各地域の課題や強みに応じた多種多様なD Xに先駆的に取り組むことで、日本のD X先進地域になることを目指す。

- ・「デジタルで何か新しいことができないかな？」はやめよう。

「課題」ではなく、「解決策」が起点（= I T起点）の場合、変革につながりにくい。打ち出の小槌ではない。お客様に新しい価値を提供したいとの発想が大切。

- ・広島県の目指す姿を共有し、実現に向けて取り組みの実践を小さな単位で繰り返し、その成功や失敗の経験を活かしながら、目指す姿を実現していく。

人材育成と集積、官民データの連携

- ・県内の各市町や企業等と連携しながら、さまざまな分野でD Xの取り組みを推進中

令和3年度：全27事業、約37億円規模（G I G Aスクール、オンデマンドタクシー予約システム等）

## イ これまでの県庁デジタル化の取り組み

デジタル技術を活用した業務効率化の観点を中心に、さまざまな取り組みを実施。他県のリーディングケースとなっているものもある。

### (ア) iPadによるペーパーレス会議（議会）、WEB会議の推進

現在の知事就任の平成30年から開始、令和2年度は2万5000回開催し、参加者のべ16万人。県庁では、集まらずにWEB会議が当たり前となっている。デスクトップ型パソコンからモバイル型パソコンへの移行し、Zoom導入。

(イ) どこでもワーク、テレワークの推進 南海トラフ地震に対応するため、令和2年2月1日導入。新型コロナウイルスに対応できた。テレワークの制度の見直しも行い、対象者を全職員とし、モバイルPCを持ち帰ることを可能とした。

知事部局と企業局等（病院医療職を除く）の取り組み状況は、平成26年度15人から令和2年度3438人と全国トップクラスとなる。

## ウ 広島県の現状と課題

(ア) デジタルによる業務効率化は進んでいるが、直接的に県民生活の利便性向上に直結していない。

(イ) アナログを残し、デジタルの取り組みを介在させており、デジタル技術で、仕事のやり方を抜本的に変革するという状態ではない。

## エ 取り組み内容

### (ア) 全ての県民に優しい行政手続きを実現

- ・主要行政手続のオンライン化の推進
- ・オンライン申請サポートの充実
- ・県立施設のキャッシュレス決済の推進

### (イ) データをより身近に

- ・県保有データの活用しやすい形式での管理、積極的な公開
- ・さまざまな分野のデータにアクセスできる基礎の構築
- ・データの力を発揮できる仕事の仕方への変革

- ・データ活用人材の育成
- (ウ) ワークスタイル変革で充実のサービス提供

- ・オフィス環境のデジタル化
- ・デジタル技術を活用した業務改善

#### オ 下支えプロジェクト

##### (ア) 県内のデジタル化をしっかりと支える

- ・県と市町共同の情報システム人材の確保・育成
- ・デジタルインフラの統一的管理
- ・情報通信基盤の整備（県内の回線が光ファイバ化 100%となる予定）

##### (イ) 強固なセキュリティで積極ガード

- ・強固なセキュリティ対策の実施
- ・業務継続計画（BCP）の策定

#### (3) 【委員の主な質問】

問) テレワークを実践される中で、個人情報など非公開の情報の取り扱いは。

答) 個人情報にかかる資料は扱えないこととしている。

問) 紙で作られた過去のデータを電子化して整理していくのか。

答) 過去の紙資料を今回庁舎の耐震化工事に伴い整理し、デジタル化の目録作成や PDF 化を進めているところである。

問) 今回コロナ禍の給付申請等で、県は電子・紙申請の両方で対応されている。5～10年後、電子申請を使える対象者増が見込まれるが、業務上継続必要か。

答) 5～10年は、紙と電子申請を併用することと見込まれる。申請される方の利便性を優先する形は継続する予定である。また、過渡期にあり、官民共通の課題と認識している。サービスを使えない人が出てはいけない。将来少しでも解決できるよう啓発をし、実感できるようにしたい。

問) 将来コスト削減に活かすため、町、県で連動出来、変化が分かるものは。

答) 国が主導しているマイナンバーカードの普及の取り組みのうち、令和4年度中に26業務のオンライン化がある。利便性の向上なければ取り組まれな

問)「たちまちDX」タイムスケジュールについて、市と町では財政力に差もある。どのように県は主導されるのか。

答)どの市町も共通のやることであり、国の示した取り組みの期限に行う。ハード整備のみならず、使われる側の問題もあり、17分野いつ何を達成するか。基本の考えである。  
などの質問を行った。

#### 【閉会中の調査】

1 開会日時 令和3年11月25日(木) 午前10時13分開議

2 開会場所 世羅町議会 議場

3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、  
田原賢司、松尾陽子、山田睦浩、(米重議長)

4 調査事項

(1) 議会へのタブレット端末導入について

ア 10月28日に実施した広島県議会での行政視察を踏まえて、委員の意見を聞いた。

(ア) タブレット端末に慣れていない議員も使いこなせられると感じた。

(イ) 資料検索が容易である。

(ウ) ペーパーレス化が進む。

(エ) 現段階では、アナログ的な部分も多いが、今後への第一歩で前進と思う。

(オ) 執行者側とのすり合わせが必要と感じた。

イ 世羅町議会タブレット端末等の使用に関する規程を定める必要性について、議会改革調査特別委員会に於いて、調査、協議を進めていただくよう確認をした。

ウ タブレット端末導入に向けて協議を進めるうえで必要と思われるタブレット端末導入環境について(案)など関係する資料の内容を確認した。

エ ペーパーレス化のメリットと目的について、全面ペーパーレス化は大きなメリットがあるが、習熟度に応じて進めるべきと確認した。

オ タブレット端末の活用について、次のような活用範囲を確認した。

(ア) 会議資料の閲覧（本会議・委員会・全員協議会における配布資料など）

(イ) 行政資料の閲覧（各種計画書・例規集など）

(ウ) 議会事務局から議員への通知（会議開会通知など）

(エ) 主に視察・住民説明の際に活用する。

(オ) 検索サイトからの情報閲覧

カ タブレット端末の機種選定について、資料を基に説明を聞き協議を進めた。各委員より次のような意見が出された。

(ア) 県議会の視察では、見やすく、誰もが使える物が良いと印象を受けた。

(イ) 個人的にはパソコンタイプが良いと思う。

(ウ) 理想はパソコンタイプであるが、議場ではタブレットタイプが良いと思う。

(エ) 機種選定はもう少し他の実状を調査して進めた方が良いのではないか。

関係の強い三原市議会へ早急に視察に行くべき。

主に、以上のような内容に関する意見が多数述べられた。それをもとに、三原市議会の視察を、企画課と連携して早急を実施することを確認した。更に、機種については、視察後、正副委員長及び事務局に於いて絞り込みを行い、委員会で提案すること、その上で協議をすることが確認された。

## 5 今後の取り組み

(1) 三原市議会の視察を企画課と共に実施する。

(2) タブレット端末の機種とペーパーレス会議システムの選定及び、調達方法などを絞り込む。

(3) 住民サービスや事務処理のデジタル化を推進するために、担当課ごとの進捗状況の調査、確認を進める。



(4) 全ての議員の理解と協力を求め、議会として、令和4年度に議会のタブレット端末導入を目指して予算要求を行う。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和3年12月14日(火) 9時30分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、田原賢司、  
松尾陽子、山田陸浩、(米重議長)、(欠席委員：向谷伸二)
- 4 説明員 副町長、企画課長
- 5 調査事項

(1) 第2次長期総合計画後期基本計画によるデジタル化の推進の状況及び課題について(企画課関係分)

ア 行政のデジタル化推進の取り組み状況及び課題

(ア) 町民の利便性を向上するために、県市町共同利用型電子申請システムでの手続きを開始、拡大へ向けて各課への働き掛けを強化。

(イ) 業務の効率化を進め、環境を整え、行政サービスの、向上に向け業務用パソコンを順次更新中、さらに自治体情報システムの標準化・共通化に向け、三原市と連携し更新を計画的に実施する。

(ウ) 専門的な人材確保について、デジタル化推進本部(仮称)を検討中であり、令和4年度から新たな体制の下でデジタル化を推進する。

(エ) 行政情報発信について、LINE公式アカウントを取得し、7月から情報発信をしている。今後LINE機能の拡張を検討する。

(オ) 情報管理とセキュリティ対策の充実を図るため、職員を各種研修や備後圏域情報部会等へ参加させている。今後も継続実施する。

イ 地域のデジタル化推進の取り組み状況及び課題

(ア) デジタル技術を活用した地域課題の解決や地域活性化の実現のために、まず、高齢者等を対象としたスマートフォン教室を令和4年度から開催する。

(2) 第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略でのデジタル化の状況について(企画課関係分)

ア 移住者への情報発信の拡充を図るため、Cターンフェア等のオンラインイベントへの参加やオンラインによる県外の方との個別の移住相談に対応している。さらに、空き家バンク情報の充実、動画を使った移住情報の発信をする。

イ 地域公共交通ネットワークの構築に向けてデジタル技術の活用を図る。令和3年度末までにせらまちタクシー予約システムを更新予定。令和4年度から新たなシステムによる利便性の高いせらまちタクシーの運行を開始する。

#### 【質疑応答】

・電子申請を進めるには押印廃止も併せて進めなくてはならない。全庁的デジタル化は、全ての課で意思の共有化、共通化が必要と考える。

・基幹システムの連携の動向は、自治体のシステムの標準化、共通化を令和7年度までに目指すように国の指針が示されている。最終的には、国の電子申請サイトに集約していくと考える。

・デジタル化推進本部は、庁内横断的なプロジェクトチーム編成を想定している。外部人材の登用、県からの応援も含めて検討を進める。

・女性を含めたデジタル人材育成について、財政的に市町で人材を抱えるのは難しい。県でバンク的なものを作り、必要な時に派遣してもらうような仕組みが検討されている。まず、県と連携し、難しくなった段階で国の制度活用を考える。

・行政情報でYouTube動画配信もしているが、さまざまな媒体を通じて周知に努める。

・スマホ教室を、高齢者を中心に開催をすすめる。スマホの普及を促進することで、町のデジタル化につながると考える。国の財政支援の制度を活用することも検討している。

・せらまちタクシー予約システムの更新は、必要なシステムに絞り込むという観点から適切な更新を図りたい。

・空き家情報では、動画も含め、移住を考えている方がイメージしやすいように情報発信を工夫する。

(3) 議会への令和4年度タブレット端末導入に向けた新年度予算要求について

・ 導入機種選定で、Wi-Fi 専用モデルと携帯電話回線を使うセルラーモデルを検討した。

その結果、文書共有システム（ペーパーレス会議システム）等を合わせて初期費用を含む 10 年間にかかる経費と、本町議会での活用を想定したところ、iPadPro12.9 インチ Wi-Fi 専用モデルにすることに決定した。今後、執行者側との協議・調整をすすめ、予算要求をする。

## 6 今後の調査

- ・ 町のデジタル化において、担当課ごとに説明を求め調査を進める。
- ・ タブレット端末の導入に於いては、執行者側との協議を進める。

以上、デジタル化推進調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、デジタル化推進調査特別委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、生じた条項、字句、数字、その他 整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和 3 年 第 4 回世羅町議会 定例会 を「閉会」いたします。

（起立・礼）

-----  
散 会 1 1 時 2 8 分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員